

令和4年6月2日

## 羽村市 定例記者会見資料

### (株)シャトレゼホールディングスとの包括連携協定 に基づく保養施設等の利用について

羽村市と(株)シャトレゼホールディングスは、令和4年2月16日付けで締結した包括連携協定に基づき、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ります。

この取組の一つとして、(株)シャトレゼホールディングスが所有する宿泊施設・レジャー施設について、市民等が割引料金で利用できる市の保養施設等として指定するとともに、その利用料の一部を市が負担します。

#### 1 利用できる保養施設等

(株)シャトレゼホールディングスが所有するホテル、旅館、ゴルフ場など

#### 2 対象者

市民及び市内在勤・在学者

#### 3 市の負担金

1人1回の利用につき、2,000円を負担する。

(年度で1人2回の利用を限度とし、市の予算の上限に達し次第、当該年度の負担は終了)

#### 4 利用開始時期

令和4年7月1日から

#### 5 利用方法

- ① 市民等が直接利用しようとする施設へ電話により予約を行う。
- ② 市役所の担当窓口にて、羽村市に在住、在勤又は在学していることを証明できる身分証明書などを提示し、予約内容を申請して利用券の交付を受ける。
- ③ 利用当日、施設に利用券を提出し、各施設ごとに設定された割引料金から市負担分を差し引いた利用料金の支払いを行う。

#### 6 その他

保養施設等の一覧及び利用料金、利用条件、申請方法等は、詳細が確定後、チラシの全戸配布、市公式サイト等によりお知らせします。

【問合せ】市民部地域振興課地域振興係 ☎042-555-1111 (内線 202・203)